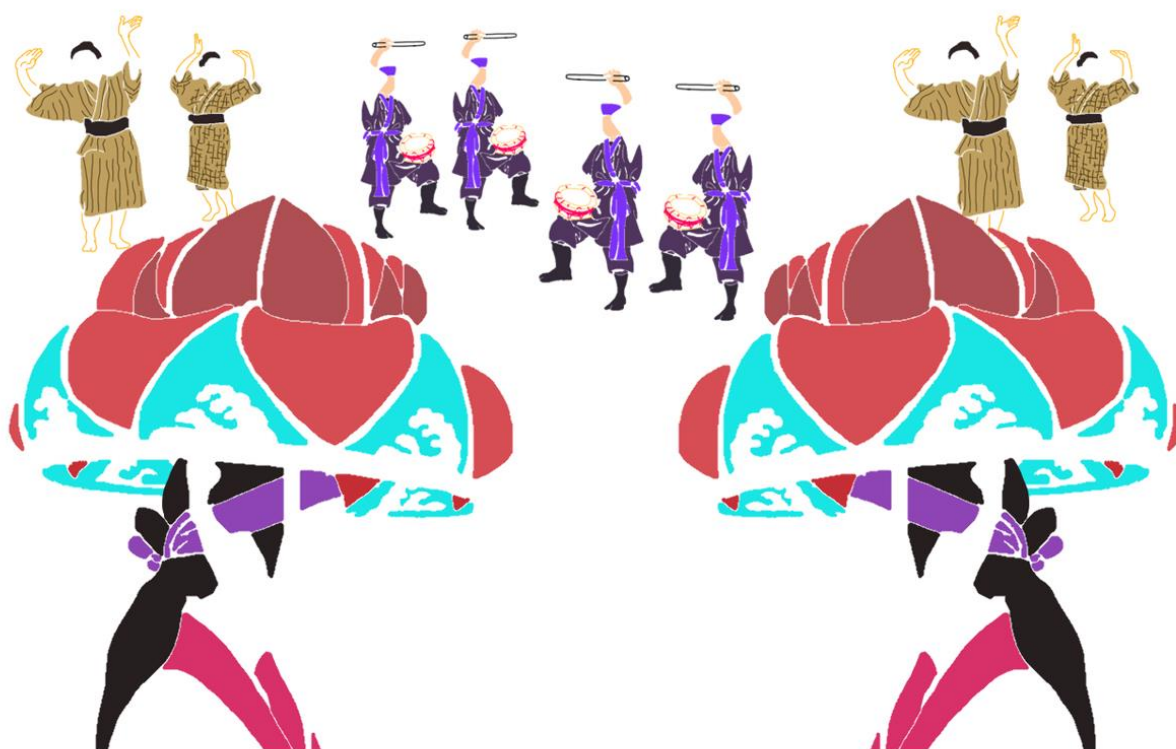


令和6年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業

文化体験プログラムモデル構築業務

実演家募集要領

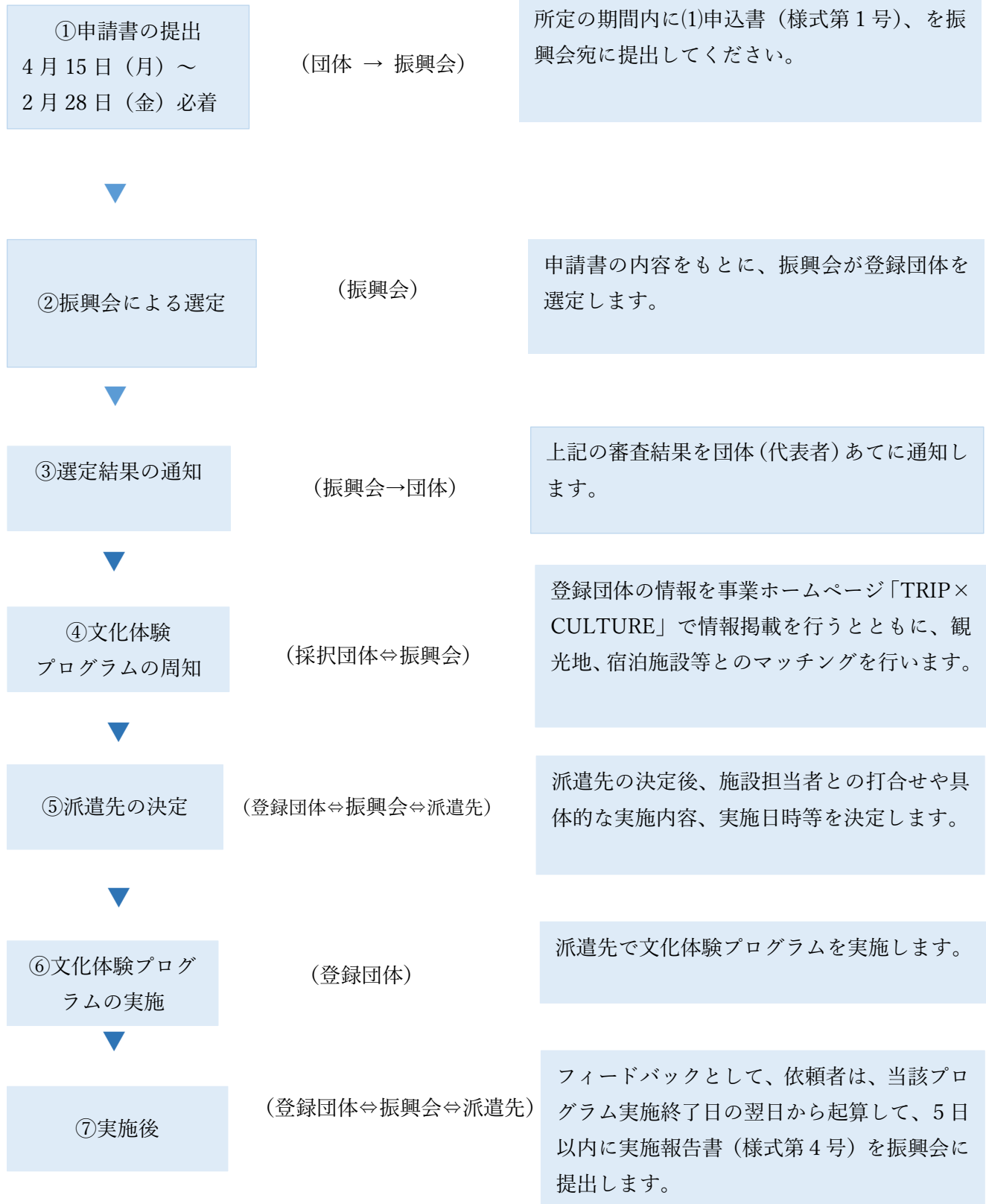
(登録を考えている実演家のみなさまへ)



令和6年4月

(公財) 沖縄県文化振興会

## 申請から実施までの流れ



## 1、募集趣旨

沖縄特有の文化資源を活用した新たな観光メニューを確立させるため、観光客が訪れる観光地、宿泊施設等と連携して観光客の沖縄の芸能に対する認知度を高めるための、文化体験（ワークショップ、三線、琉球舞踊、エイサー等）等の取り組みを行う文化団体を募集します。観光コンテンツにおける文化活動および、観光関連施設とのマッチングを支援します。

## 2、登録後の活動について

- (1) 観光客が訪れる観光地、宿泊施設等を訪問し、文化芸能をとおして観光客とふれあい、沖縄の文化芸能の素晴らしさを届けていただきます。依頼者の要望に応じて、団体とのマッチングを振興会が行います。
- (2) 演目内容、実施日時等については、依頼者と登録者で調整していただきます。
- (3) 振興会のホームページ、事業ホームページ「沖縄の「旅」×「文化」の情報サイト TRIP×CULTURE (<https://tricul.okinawageinodays.com/>) 等を活用し、県内の宿泊施設、観光施設に登録者を紹介し、依頼を広く募集します。依頼者の企画を通じて、観光客の伝統芸能鑑賞者の拡大、認知度向上を目指し、積極的な伝統芸能文化によるコミュニティ作りに寄与します。
- (4) 登録者として、観光施設、宿泊施設等と繋がることができます。

## 3、応募条件

事業を実施するため、この事業と緊密に連携できる実演家、文化団体等を募集し、登録します。

1 登録する実演家、文化団体等は、沖縄県を活動拠点とする団体、若しくは、沖縄県に在住・在学している18歳以上の者であり、次に掲げる要件のいずれも満たす者とします。

- (1) 代表者、所在地が明確であること。
- (2) 琉球舞踊、三線、エイサー等、沖縄の伝統芸能の分野において専門的な知識や技術若しくは一定の実績があること、又は資格を有すること。また実演のみならず、沖縄の芸能に初めて接する方や、馴染みが薄い方を対象に、沖縄の芸能の概要や特徴、見どころ等を初心者にも分かりやすく解説できること。
- (3) 観光関連施設（旅行社およびMICE主催団体、宿泊施設等）の要望に合わせたプログラム提案等、派遣先と連携した文化体験プログラムを実施し、かつ積極的な連携が図れること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、登録の対象外とします。

- ア 地方公共団体および地方公共団体を構成員とする実行委員会
- イ 学校の文化サークル
- ウ 政治団体、宗教団体等及びそれらに関係している団体
- エ 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- オ その他、振興会が登録するものとして適当でないと認められる場合

3 令和6年度文化体験プログラムモデル構築業務実演家募集要領「申請から実施までの流れ」を参照ください。

## 4、提案プログラムについて

提案プログラムの内容は、以下のことを条件とします。

- (1) 観光客が訪れる観光施設、宿泊施設等のニーズにも適合した、持続的な連携が見込まれる魅力的なプログラムであること。
- (2) 観光客が文化体験をきっかけに、より深く沖縄の文化を知りたいと思えるようなアイデアを含むプログラムであること。
- (3) 想定する実施場所を明示すること。
- (4) プログラムの流れを明示すること。
- (5) 参加者する観客、観光客が、体験を通して文化にどれくらいの興味を持つと考えるか。
- (6) プログラム実施後の派遣先との連携について、どのように考えるか。
- (7) プログラムのPRポイントを明示すること。

※尚、プログラムは提案どおりの実施を保証するものではなく、振興会等と調整した上で実施するものとします。

## 5、報償費について

報償費の算定方法については、登録者は依頼者からの派遣依頼があった場合、見積等を作成し振興会へ提出する。振興会は、その見積等を参考に事業予算の範囲で、報償額を決定する。(報償の予算額は源泉所得税を含む金額)

2 振興会は依頼者の年度内初回の実施分についてのみ報償費を負担する。2回目以降の実施に関しては、依頼者が負担するものとする。

3 派遣に付随する経費（事前打ち合わせ、交通費等）は、原則として、登録者または依頼者の負担とする。

## 6、主なスケジュール

- (1) 募集期間 令和6年4月15日（月）～令和7年2月28日（金）  
選定結果は随時、代表者に直接通知します。
- (2) 派遣期間 令和6年4月15日（月）～令和7年3月中旬

## 7、お問合せ、申込み先

(公財) 沖縄県文化振興会 (担当 大城、八巻) メールアドレス [bunkapg@okicul-pr.jp](mailto:bunkapg@okicul-pr.jp)  
〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター6階605  
TEL 098-987-0926 FAX 098-987-0928

## 8、選定における評価の視点

事業趣旨に鑑み、技術能力はもちろんですが、下記の要素も考慮して審査します。

- (1) 多様な客層に対してアプローチできる文化体験プログラムが組めること。
- (2) 沖縄の文化体験を楽しむ環境をつくるため、振興会と依頼者と連携する意志とアイデアがあること。
- (3) 事業内容を理解し、事業への協力体制、連携性があること。
- (4) 文化体験プログラムを、沖縄県、振興会及び依頼者と共に作ることができること。

## 9、登録から派遣までの流れ

登録団体に対しては、基本的な登録条件などについて合意した後、令和6年度の当事業の派遣実演家、派遣団体として登録します。なお、振興会では、登録初年度に事業ホームページ「沖縄の「旅」×「文化」の情報サイト TRIP×CULTURE (<https://tricul.okinawageinodays.com/>) に登録者を紹介するページを作成し、県内各地の観光施設、旅行社、宿泊施設などの関係団体に周知する予定です。文化体験の実施にかかる派遣先の選定や広報周知に関しては、振興会と登録者が共同で行うものとし、派遣先を決定します。

## 10、その他

登録者には、振興会が実施するイベントや、振興会が出展、参加する旅行フェア、修学旅行フェア等のステージ演舞、またはメディア等への出演依頼を優先的に声掛けします。